

1 2 その他公共の用に供する施設

大規模な住宅開発を行う場合は必要に応じ、以下の公共の用に供する施設配置について、関係機関、関係官公署と協議しなければならない。

- (1) 教育施設
- (2) 保健医療施設
- (3) 購買施設
- (4) 交通施設
- (5) 交番
- (6) 公民館
- (7) 文化施設、駐車場
- (8) その他市長が必要と認める施設

1 3 駐車場の確保（集合住宅）

1) 集合住宅を計画する際は、その敷地内に以下の基準に基づき駐車場を設置しなければならない。

(1) 設置台数

ア) 単身者用 計画戸数×70%以上

イ) 世帯用 計画戸数以上

※単身者用…居室が1つ（原則として、1K又は1DK）

※学生マンション、福祉系施設（老人ホーム等）などの態様から、自家用自動車の保有が一般的に少ないと考えられるものについては、当基準は適用せず、別途協議を行う。

2) 敷地の形状等から敷地内において上記の台数を確保することが困難で、やむを得ないと認められる場合は、不足分については次の条件のもと、敷地外で駐車場を確保することを認める。

- ・敷地外駐車場は計画地から半径500m以内の場所であること。
- ・敷地外駐車場の契約の写し（駐車場管理者、土地所有者の承諾書でも可）を提出すること。

3) 乗入れ口は原則1箇所とし、その間口は4mまでとする。その場合、乗入れ部分の道路側溝は横断用構造を原則とする。

4) 駐車場の配置については、他の自動車を動かさずに出し入れ出来る配置計画であることとする。

1 4 その他

宅地開発条例に定められていない事項については、別途協議を行う。

各公共施設の境界には土地境界プレートを設置すること。